

頁	行	訂正前	訂正後
帯		統治法の中核	統治法の中軸
袖		矢切努	矢切努
ii	前から八行目	一九二一年	一九一九年
iii	後から二行目	テツサ・モーリス・スズキ	テツサ・モーリス・スズキ
四	後から四行目	焦点をとし	焦点とし
六	後から六行目	日本近代国体の	日本近代国家の
一二	後から三行目	「沖繩県地方制度近代化の過程 奈良県県政	「沖繩県地方制度近代化の道程―奈良県県政
一四	前から六行目	重視して考慮	重視して考察
二二	後から三行目	一九〇九〔明治四二〕年	一九〇九年
〃	後から二行目	一九一〇〔明治四三〕年	一九一〇年
九五	後から八行目	市は市参事会	市制は市参事会
一一	後から三行目	一九〇九〔明治四二〕年	一九〇九年
〃	後から二行目	一九一〇〔明治四三〕年	一九一〇年
一九九	後から八行目	道会に諮問	道評議会に諮問
二一一	前から九行目	比較的少数ニシテ	比較的少数(内地人一三〇人、朝鮮人二六人)本書、二二三頁参照(山中注)ニシテ
二一九	後から三行目	考えられている	考えられる
二二二	後から四行目	一九二〇年台に	一九二〇年代に
二二六	後から六行目	人(道知事)がいた	人たち(道知事を含む)がいた
二三八	前から八行目	面行政制刷新	面行政刷新
二九五	後から五行目	多衆結合スル為	多衆結合スル
三〇五	前から三行目	同化主義主義政策	同化主義政策
三一九	後から一行目	『植民地台湾と地方「自治制度」』	『植民地台湾と地方「自治」制度』
三三〇	後から三行目	六月二〇日から	六月二〇日から
三四一	前から一行目	警察官吏ヲ	警察官吏ヲ
四二八	後から四く三行目	警部警部補	警部、警部補
四三〇	前から二行目	街庄統治についてのみ	街庄統治を中心に
〃	前から十行目	市・街協街庄協議会	市・街庄協議会
四三三	後から八行目	市協議会員は	市・街庄協議会員は
四四〇	前から六行目	企図したものであった。	企図した。
四五三	前から八行目	バーデン、バーデン	バーデン、バーデン

四六〇	前から四行目	選挙肅制運動	↓	選挙肅正運動
四八四	前から五行目	梅津ら新統派	↓	梅津ら新統派
五一四	後から一行目	以テ其造営ヲ	↓	以テ其運営ヲ
五六九	後から四行目	総力戦力体制	↓	総力戦体制
五九七	前から五行目	在朝日本人	↓	在朝鮮日本人
六二一	前から三行目	「委任事務」のことであつて、その中には、 <u>邑面を統轄し代表する邑面長</u> （邑面制第二〇条一項、第二一条一項）に委任された事務	↓	「委任事務」を処理する義務を負う地方団体のことであつて、その「委任事務」の中には、 <u>邑面を統轄し代表する邑面長</u> （邑面制第二〇条一項、第二一条一項） <u>其他邑面ノ機関</u> に委任された事務
六三三	前から九行目	道会・府会・邑会・面協議会（以下、各議会と略称する場合がある―山中注）	↓	道会・府会・邑会（以下、各議会と略称する場合がある―山中注）・面協議会
〃	後から六〇七行目	各議会	↓	各議会・面協議会
〃	後から五行目	邑面制第十七条	↓	邑面制第十七条、第十八条
六三五	後から一行目	各議会及び面協議会	↓	各議会または面協議会
六四三	前から六行目	区長を有給と	↓	区長を有給に
六七四	前から一〇行目	増嵩すべき	↓	増嵩すべき
六八三	前から一三行目	『地方自治制』史学研究	↓	『地方自治制』史学研究
六九五	前から三行目	と言われている。 ⁸⁾	↓	と言われている。 ⁸⁾ しかし、既述したように、台北帝大などが台湾人上層の教育要求に応じることができたかは疑わしい（本書三〇八頁）。
七〇〇	前から六行目	水泳、潜艇、航海	↓	水泳、漕艇、航海
七〇三	前から一〇行目	人である。 ³⁷⁾	↓	名である。 ³⁷⁾
七一〇	前から七行目	風俗上障害アル	↓	風俗上障害アル
七二〇	後から一行目	中心とするものと	↓	中心として考察する中で
七二一	前から一行目	を主とするものに分けて	↓	の動向についても
七三三	前から一行目	希望ヲ将来ノニ	↓	希望ヲ将来ニ
七六四	前から四行目	提案スルコトトシタコトノ	↓	提案スルコトトシタシトノ
七八八	後から二行目	についての要望	↓	についての要望
七九四	後から七行目	「閣議の非公式決定」	↓	「閣議」の「非公式決定」
八〇二	前から五行目	本義ニ副ハシムル	↓	本義ニ副ハシムル
八〇五	ら七行目	断行する」など、	↓	断行する」などの、
八三四	後から一〇二行目	之ヲ為ス以所ガ	↓	之ヲ為ス以所ガ ^(ママ)
八四三	前から一〇行目	させることが出来ない ¹³⁾ ような	↓	させることが出来ない ¹³⁾ 「 ¹³⁾ 」のような
八四六	前から八行目	この条項	↓	これらの条項
八四九	前から五行目	彼の言う理由も履歴から判断すると、 <u>彼らの</u>	↓	彼の履歴から判断すると、彼の
八九六	後から八行目	行った道府協議会員	↓	行った道・府会議員

九〇一	後から八行目	地域である」。	↓	地域である」。
九一八	後から七行目	予メ当庁ニ連絡有成様	↓	予メ当庁ニ連絡相成様
〃	後から四行目	総督府に「連絡有成様	↓	総督府に「連絡相成様
九二三	前から九行目	軍部と朝鮮	↓	本国軍部中枢と朝鮮
九二五	後から四行目	内地の軍部や政府の中枢	↓	本国の軍部中枢
九三七	前から二〜三行目	(27) 同上、九六頁〜九七頁。 (28) 同上、九七頁。		(27) (28) 同上、九六頁〜九七頁。
九三九	後から一〇行目	田中・同上、同頁。	↓	田中・同上、同頁。 この企画院の意見は、軍部中枢と直結する同院へ出向の陸軍武官調査官(田中申)『日本戦争経済秘史』田中申一・日本戦争経済秘史刊行会、一九七四年、九八頁〜九九頁、永井和『近代日本の軍部と政治』思文閣出版、一九九三年、二〇〇二年、二二九頁)の主導によってまとめられたものと考えられる。

※大阪大学出版会 EUB「お客様向け情報」に最新の訂正表を掲載しておりますので、併せてご覧ください。(本表は二〇二二年七月修正版です)

